

## 高砂市地域交流センター 施設使用料の減免

減額できる場合	減額する率
(1) 各地区のセンターの運営に資する団体の構成団体が使用するとき。	100分の50
(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内にある学校又は市内にある認定こども園等の福祉施設が使用するとき。	100分の50
(3) 市、国及び他の地方公共団体が使用するとき。	100分の50
(4) 市内にある社会福祉関係団体、教育委員会が認定した社会教育関係団体及びその加盟団体並びに公共的団体が使用するとき。	100分の50

### 備考

1 条例第8条の規定により、市長は、上記の表の減額できる場合の欄に掲げる区分に該当すると認めるときは、所定の使用料に、当該区分に応じ、それぞれ同表の減額する率の欄に定める率を乗じて得た額を減額することができる。

2 前項に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるときは、その都度減免する率を定める。

3 前2項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。